

- 総合目標 2 : コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、(税制) 経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、財政健全化の「旗」を下ろさず、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すこととされています。</p> <p>税制については、「骨太の方針2025」等を踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>「骨太の方針2025」においては、物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、EBPMの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。</p>
-------------------------------	---

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」（令和8年2月20日） ○ 「第221回国会 財務大臣財政演説」（令和8年2月20日） ○ 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」（令和7年10月24日） ○ 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和7年1月24日） ○ 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和7年1月24日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定） ○ 「諮問」（令和6年1月25日税制調査会） ○ 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定） ○ 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定） ○ 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）
--------------------	--

総合目標 2 についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げることとしました。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設することとしたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行うこととしました。このほか、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行うこととしました。</p> <p>これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。</p> <p>令和 7 年度は上述のような対応を行い、テーマ 2-1 の評定も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>令和 8 年度税制改正は、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。</p> <p>また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を、税制改正プロセスにおける各府省等との議論において活用すること等により、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。</p>

テーマ	総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。

定性的な測定指標	
	[主要] 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討
(目標の内容)	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。
(目標の設定の根拠)	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>令和 8 年度税制改正では、上記総合目標の「評定の理由」に記載のとおり税制改正を行うこととし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 8 年 3 月 31 日に成立しました。</p> <p>また、税制調査会においては、令和 7 年 11 月の総会における内閣総理大臣の発言も踏まえ、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視</p>

	<p>点からの議論が行われるとともに、3つの専門家会合（EBPM、長寿税制、納税環境整備）の下で、租税特別措置（研究開発税制等）の検証や、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策、経済社会のデジタル化と税務執行上の課題への対応に向けた議論が行われました。</p> <p>更に、国際課税については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、国際的な議論に積極的に貢献しました。</p> <p>今後も引き続き、「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。</p>
--	---

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	<p>令和8年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。</p> <p>また、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p> <p>更に、OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<p>○参考指標1「税収比率の推移」</p> <p>○参考指標2「一般会計税収の推移」</p> <p>○参考指標3「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】</p>

総2-1に係る参考情報

参考指標1：税収比率の推移

年度	平成11	12	13	14	15	16	17
%	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4
年度	18	19	20	21	22	23	24
%	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5	45.2
年度	25	26	27	28	29	30	令和元
%	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9	61.0	57.7
年度	2	3	4	5	6	7（補）	8（予）
%	41.2	46.3	53.7	56.5	61.2	60.4	68.5

（出所）予算書・決算書を基に主税局総務課で作成

（注）令和6年度以前は決算額、令和7年度は補正後予算額、令和8年度は予算額による。

参考指標2：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

評価結果の反映	<p>「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。</p> <p>具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和8年度税制改正の着実な実施、令和9年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
-------------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>税収の推移：</p> <p>「歳出に占める税収の割合」</p> <p>「主要税目（国税）の税収の推移」 等</p>
----------------------------------	--

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	<p>令和7年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和8年度税制改正では、物価高への対応や「強い経済」の実現等のために、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に国会で成立しました。</p> <p>更に、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。</p>
----------------------------	--

総合目標に係る予算額等	令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和8年6月
--------------	-------------------------------------	-----------------	--------